

第3回 宇都宮市水道料金等審議会 会議次第

日 時：平成21年9月1日（火）
午後2時から
場 所：上下水道局5階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 上下水道料金等の調整について

(2) 答申書（案）について

(3) その他

3 閉 会

上下水道料金等の調整について

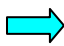
○調整の基本的な考え方

- ・旧1市2町の料金制度を統一
同一市内の市民が同一のサービスを楽しむにあたって、公平性の確保の観点から料金制度とそれに付随するその他の制度を統一する。
- ・収支のバランスが保てる料金制度に統一
給水（処理）原価と供給（使用料）単価のバランスを考慮し、独立採算制に基づき、健全経営を確保できる料金制度とする。

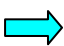
1 水道料金関係

		調 整 案	統 一 時 期
水 道 料 金		現行の宇都宮市の料金に統一	◆平成22年4月1日
そ の 他 の 制 度	口 座 振 替 割 引 制 度	現行の宇都宮市の制度を 旧上河内町に適用	◆平成22年4月1日
	個別需給給水契 約制度（大口需 要者特約制度）	現行の宇都宮市の制度を 旧上河内町に適用	◆平成22年4月1日

2 下水道使用料関係

		調 整 案	統 一 時 期
下 水 道 使 用 料		現行の宇都宮市の使用料に統一	◆平成22年4月1日 ※ただし、 平成22年4月から平成23年3月 までの使用分に係る使用料  引き上げ額の50%相当 を据え置き

3 地域下水処理施設使用料関係

		調 整 案	統 一 時 期
地 域 下 水 処 理 施 設 使 用 料		現行の宇都宮市の使用料に統一	◆平成22年4月1日 ※ただし、 平成22年4月から平成23年3月 までの使用分に係る使用料  引き上げ額の50%相当 を据え置き

4 その他

下水道使用料に係る井戸水利用者の汚水量の認定方法については、現行の宇都宮市、旧上河内町及び旧河内町間で異なる認定方法を採用していることから、排水量をより正確に把握できる方法を検討し、統一を図ること。

水道に係る原価・料金等の類似都市比較

【比較条件】 中核市のうち上下水道事業とも企業会計の13市(H19年度決算値)

水道

数値の小さい順 →

※太線は13市の平均値

項目	長野市	秋田市	川崎市	旭川市	宮崎市	豊橋市	長崎市	岐阜市	富山市	横須賀市	金沢市	宇都宮市	鹿児島市	13市平均
給水区域内人口 (人)	269,751	325,915	336,234	352,750	365,539	376,087	406,629	412,031	414,514	419,821	454,477	505,989	588,500	402,172
項目	川崎市	横須賀市	長野市	秋田市	長崎市	宮崎市	豊橋市	旭川市	岐阜市	金沢市	鹿児島市	富山市	宇都宮市	13市平均
配水管の総延長距離 (km)	1,308	1,443	1,678	1,713	2,100	2,100	2,116	2,177	2,191	2,335	2,856	2,885	2,922	2,140
項目	岐阜市	豊橋市	宮崎市	富山市	川崎市	宇都宮市	長野市	金沢市	鹿児島市	旭川市	横須賀市	秋田市	長崎市	13市平均
給水原価 (円/m ³)	119.88	132.53	138.80	146.25	153.63	169.18	171.33	171.70	173.67	179.20	180.59	188.66	237.29	166.36
項目	富山市	岐阜市	豊橋市	宮崎市	川崎市	旭川市	金沢市	長野市	横須賀市	鹿児島市	宇都宮市	秋田市	長崎市	13市平均
供給単価 (円/m ³)	118.71	122.29	134.77	141.12	151.00	158.91	166.20	173.82	174.56	175.10	184.08	189.07	235.86	163.50
項目	豊橋市	川崎市	岐阜市	富山市	宮崎市	鹿児島市	横須賀市	金沢市	長野市	宇都宮市	秋田市	旭川市	長崎市	13市平均
1か月あたり20m ³ 使用した場合の水道料金 ※13ミリ口径 (円)	1,438	2,047	2,163	2,205	2,394	2,467	2,509	2,520	2,688	2,730	2,730	2,872	4,415	2,552
項目	豊橋市	川崎市	金沢市	長野市	横須賀市	宮崎市	秋田市	長崎市	岐阜市	富山市	旭川市	宇都宮市	鹿児島市	13市平均
平成19年度末企業債残高 (百万円)	8,354	11,843	14,345	26,309	28,695	29,166	30,509	30,544	41,348	42,512	45,322	55,795	59,017	32,597

下水道に係る原価・料金等の類似都市比較

【比較条件】 中核市のうち上下水道事業とも企業会計の13市(H19年度決算値)

下水道

数値の小さい順 →

※太線は13市の平均値

項目	豊橋市	秋田市	川崎市	長野市	宮崎市	旭川市	富山市	岐阜市	長崎市	金沢市	横須賀市	宇都宮市	鹿児島市	13市平均
処理区域内人口 (人)	269,108	283,616	283,699	304,547	314,331	341,433	357,750	372,790	386,756	406,732	408,700	411,689	455,300	353,573
項目	川崎市	豊橋市	横須賀市	秋田市	宮崎市	長崎市	長野市	宇都宮市	旭川市	鹿児島市	岐阜市	金沢市	富山市	13市平均
下水管渠の総延長距離 (km)	782	1,206	1,306	1,441	1,572	1,601	1,713	1,747	1,877	2,011	2,025	2,096	2,337	1,670
項目	川崎市	鹿児島市	岐阜市	宮崎市	豊橋市	宇都宮市	金沢市	旭川市	横須賀市	秋田市	長野市	富山市	長崎市	13市平均
汚水処理原価 (円/m ³)	89.67	102.20	132.08	134.99	142.85	144.98	160.81	167.17	175.61	179.59	194.66	207.44	209.03	157.01
項目	川崎市	岐阜市	宮崎市	鹿児島市	金沢市	豊橋市	横須賀市	宇都宮市	旭川市	秋田市	富山市	長野市	長崎市	13市平均
使用料単価 (円/m ³)	73.89	107.32	108.33	108.81	123.78	134.95	142.14	152.08	159.04	182.50	185.07	190.95	208.31	144.40
項目	川崎市	鹿児島市	豊橋市	横須賀市	岐阜市	宮崎市	金沢市	宇都宮市	富山市	秋田市	旭川市	長崎市	長野市	13市平均
1か月あたり20m ³ 使用した場合の下水道使用料 (円)	1,050	1,753	1,858	1,995	2,100	2,182	2,341	2,572	2,919	2,971	3,116	3,150	3,373	2,414
項目	川崎市	鹿児島市	豊橋市	旭川市	岐阜市	宇都宮市	秋田市	宮崎市	横須賀市	長野市	長崎市	富山市	金沢市	13市平均
平成19年度末企業債残高 (百万円)	23,452	39,098	48,514	67,388	68,780	97,698	101,132	103,622	107,848	110,516	121,350	168,538	173,350	94,714

上下水道料金等調整に伴う財政収支見通し

水道事業 ◆収益的収支〔税抜き〕

(単位：百万円)

区 分		H20(決算)	H21(予算)	H22	H23	H24	H25	H26
現行料金制度	収益的収入 A	10,724	10,732	10,713	10,647	10,625	10,619	10,616
	(うち 料金収入)	9,839	9,882	9,870	9,861	9,854	9,850	9,849
	収益的支出 B	9,143	9,235	9,435	9,401	9,724	9,701	9,705
	収支差(A-B)	1,581	1,497	1,278	1,246	901	918	911
調整後	収益的収入 A			10,706	10,639	10,618	10,612	10,609
	(うち 料金収入)			9,863	9,853	9,847	9,843	9,842
	収益的支出 B			9,435	9,401	9,724	9,701	9,705
	収支差(A-B)			1,271	1,238	894	911	904
企業債残高		51,356	50,324	49,405	48,743	47,891	46,658	44,860

下水道事業 ◆収益的収支〔税抜き〕

(単位：百万円)

区 分		H20(決算)	H21(予算)	H22	H23	H24	H25	H26
現行料金制度	収益的収入 A	11,984	12,085	12,122	11,728	11,703	11,707	11,680
	(うち 使用料収入)	7,090	7,136	7,138	7,140	7,142	7,144	7,146
	収益的支出 B	11,219	11,534	11,460	11,520	11,752	11,712	11,681
	収支差(A-B)	765	551	662	208	△ 49	△ 5	△ 1
調整後	収益的収入 A			12,142	11,770	11,753	11,756	11,730
	(うち 使用料収入)			7,159	7,183	7,191	7,193	7,195
	収益的支出 B			11,460	11,520	11,752	11,712	11,681
	収支差(A-B)			682	250	1	44	49
企業債残高		94,013	91,186	88,492	84,994	81,260	78,160	75,877

平成21年9月1日
第3回水道料金等審議会

答申書（案）

宇都宮市水道料金等審議会

平成21年9月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

宇都宮市水道料金等審議会
会長 石井 晴夫

水道料金等制度の調整について（答申）

平成21年5月26日付け宮水経第42号で諮問のあった、合併協定書に基づく水道料金、下水道使用料及び地域下水処理施設使用料の調整について、下記のとおり答申します。

記

1 水道料金について

旧上河内町の水道料金制度について、以下のとおり、現行の宇都宮市の制度に統一すること。

- (1) 基本料金及び従量料金を別表1のとおりとする。
- (2) 口座振替割引制度及び個別需給給水契約制度（大口需要者特約制度）を適用する。
- (3) (1) 及び(2) については、平成22年4月使用分から適用する。

2 下水道使用料について

旧上河内町及び旧河内町の下水道使用料制度について、以下のとおり、現行の宇都宮市の制度に統一すること。

- (1) 基本金額及び超過金額を別表2-1のとおりとする。
- (2) (1) については、平成22年4月使用分から適用する。

ただし、平成22年4月から平成23年3月までの使用分に係る使用料については、基本金額及び超過金額の引き上げ額の二分の一相当を据え置くこととし、別表2-2のとおりとする。

3 地域下水処理施設使用料について

旧河内町の地域下水処理施設使用料制度について、以下のとおり、現行の宇都宮市の制度に統一すること。

- (1) 基本金額及び超過金額を別表 3-1 のとおりとする。
- (2) (1) については、平成 22 年 4 月使用分から適用する。

ただし、平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの使用分に係る使用料については、基本金額及び超過金額の引き上げ額の二分の一相当を据え置くこととし、別表 3-2 のとおりとする。

理 由

宇都宮市は、急速に進展する少子・高齢化社会への対応や地域経済の活性化、行財政改革の推進などの課題に適切に対処し、行財政基盤の強化や行政の効率化を図るため、平成19年3月31日に旧上河内町及び旧河内町と合併し、2年余が経過したところである。

このような中、当審議会においては、水道料金等制度の調整について、同一市内の市民が同一のサービスを楽しむ上では、公平性の確保の観点から、料金とそれに付随する制度を統一すること、また、給水（処理）原価と供給（使用料）単価のバランスを考慮し、独立採算制に基づき、健全経営を確保できる料金制度とすることを基本的な考え方とし、慎重に審議を行った結果、下記の結論に達したものである。

記

1 水道料金について

- (1) 現行の宇都宮市及び旧上河内町の水道料金とも、給水原価を回収する料金となっており、現行の宇都宮市の料金より若干高い水準にある旧上河内町の料金を、現行の宇都宮市の料金に引き下げても、今後の財政収支見通しにおいて、引き続き健全な経営が維持できるものと考えられる。

このため、利用者の費用負担の公平性を確保する観点から、旧上河内町の料金を現行の宇都宮市の料金に統一することが適切である。

- (2) (1) の調整と合わせ、料金に付随する現行の宇都宮市の口座振替割引制度及び個別需給給水契約制度（大口需要者特約制度）についても、お客様サービスの向上に資することから、旧上河内町に適用することが適切である。

- (3) (1) 及び (2) の調整については、利用者の費用負担の公平性の確保及びサービスの向上に繋がることから、早期に実施することが望ましく、利用者への周知期間などを考慮し、平成22年4月使用分から適用することが妥当である。

2 下水道使用料について

- (1) 現行の宇都宮市の下水道使用料は、汚水処理原価を回収する使用料となっているが、旧上河内町及び旧河内町の下水道使用料は、汚水処理原価を下回っている状況であり、新市としての今後の財政収支見通しを見ると、健全経営の維持が困難であると考えられる。

このため、利用者の費用負担の公平性を確保するとともに、公営企業として独立採算制が確保できるよう、旧上河内町及び旧河内町の使用料を現行の宇都宮市の使用料に統一することが適切である。

(2) (1) の調整については、利用者の費用負担の公平性の観点から、また、健全経営に資することから、早期に実施することが望ましく、利用者への周知期間などを考慮し、平成22年4月使用分から適用することが妥当である。

ただし、旧上河内町及び旧河内町においては、使用料の値上げとなることから、利用者への負担に配慮し、今回の調整に伴う基本金額及び超過金額の引き上げ額の二分の一相当を据え置く経過措置を1年間設けることが妥当である。

3 地域下水処理施設使用料について

(1) 地域下水処理施設使用料については、公共下水道と同様の排水処理事業として、下水道使用料の取扱いとの整合を図る必要があることから、旧河内町の使用料を現行の宇都宮市の使用料に統一することが適切である。

(2) 旧河内町においては、使用料の値上げとなることから、公共下水道と同一の経過措置を講じることが妥当である。

4 附帯意見

(1) 今回の上下水道料金等制度の調整により、旧上河内町及び旧河内町のお客様が負担する料金について、増減を伴うことになるため、広報紙やホームページなどを活用し、十分に周知・徹底を図ること。

(2) 下水道使用料に係る井戸水利用者の汚水量の認定方法については、現行の宇都宮市と旧上河内町及び旧河内町間で異なる基準を採用していることから、今後、排水量をより正確に把握できる方法を検討し、早期に統一を図ること。

宇都宮市水道料金等審議会委員

会 長	石 井 晴 夫
職務代理者	佐々木 英 明
委 員	井 澤 清 久
委 員	臼 井 佳 子
委 員	加 藤 靖
委 員	金 枝 右 子
委 員	菊 嶋 貴 之
委 員	菊 地 久美子
委 員	櫛 渕 澄 江
委 員	塩 井 洋 子
委 員	菅 原 利 雄
委 員	高 橋 圭 子
委 員	塚 本 純
委 員	渡 辺 政 行

別表1

水道料金

(1か月・税込み)

種別と口径		基本金額	従量料金 (1m ³ あたり)						
			0~5 m ³	6~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~200 m ³	201 m ³ ~
一般用	13mm	819円	0円	23円10銭	179円55銭	208円95銭	243円60銭	273円	323円40銭
	20mm	1,218円							
	25mm	1,617円							
	30mm	1,827円	208円95銭						
	40mm	3,559円50銭							
	50mm	6,142円50銭							
	75mm	14,773円50銭							
	100mm	30,723円							
	150mm	86,236円50銭							
	200mm以上	管理者が定める額							
湯屋用	5,040円	0円					50円40銭		

別表2-1

下水道使用料

(1か月・税込み)

種 別	基本金額	超 過 金 額 (1m ³ あたり)						
		0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
一 般 用	1,155円	0円	141円75銭	168円	189円	210円	231円	252円
湯 屋 用	4,200円	0円				42円		

別表2-2

下水道使用料 (旧上河内町に係る経過措置)

(1か月・税込み)

種 別	基本金額	超 過 金 額 (1m ³ あたり)						
		0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
一 般 用	1,092円	0円	122円85銭	141円75銭	157円50銭	178円50銭	199円50銭	220円50銭
湯 屋 用	4,200円	0円				42円		

下水道使用料 (旧河内町に係る経過措置)

(1か月・税込み)

種 別	基本金額	超 過 金 額 (1m ³ あたり)						
		0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
一 般 用	1,050円	0円	126円	147円	164円85銭	183円75銭	201円60銭	217円35銭
湯 屋 用	4,200円	0円				42円		

別表3-1

地域下水処理施設使用料

(1か月・税込み)

基本金額	超過金額 (1m ³ あたり)						
	0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
1,155円	0円	136円50銭	147円	157円50銭	168円	178円50銭	189円

別表3-2

地域下水処理施設使用料 (旧河内町に係る経過措置)

(1か月・税込み)

基本金額	超過金額 (1m ³ あたり)						
	0~10 m ³	11~20 m ³	21~50 m ³	51~100 m ³	101~500 m ³	501~ 1,000m ³	1,001 m ³ ~
1,050円	0円	122円85銭	136円50銭	149円10銭	162円75銭	175円35銭	185円85銭